

令和4年度第2回八幡平市環境審議会 議事録

日 時	令和4年8月29日（月） 14時00分～15時20分
場 所	八幡平市役所多目的ホール棟 大ホール
内 容	<p>1 開 会</p> <p>2 市長あいさつ</p> <p>3 会長あいさつ</p> <p>4 議 事</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例について</p> <p>5 その他</p> <p>6 閉 会</p>
出席者	<p>【委員 13人／15人中】</p> <p>竹原明秀委員、富岡治安委員、遠藤忠志委員、千田康洋委員、高橋光廣委員 田中耕一委員、畑山勝美委員、瀬川愛子委員、中村重志委員、宍戸かつ子委員 工藤綾子委員、東海林見委員、藤野高嗣委員</p> <p>【事務局等】</p> <p>佐々木市長、渡辺総務課長、多田防災安全課長、佐々木まちづくり推進課長 村上文化スポーツ課長、佐々木農林課長、佐々木商工観光課長 工藤建設課長、田村農業委員会事務局長 （事務局：市民課）高橋市民課長、坂本課長補佐兼環境衛生係長、中軽米主任</p>

議事録	
1 開会	
2 市長あいさつ	
3 会長あいさつ	
4 議事	
(1) 再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例について	
事務局	資料に基づき説明
	質疑応答
委員	10kW以上50kW未満と50kW以上で分けているが、あまり規模のイメージがでない。区分けの理由は？また、風力発電だとどのような区分けになるか？
事務局	<p>区分けは、固定価格買取制度、いわゆるFITによるところと、電気事業法によるところの2つの理由からです。50kW以上になるとFIT単価がいくらか安くなります。また、電気事業法によって、電気主任技術者の選任が必要となります。そのため、ほとんどの事業者が50kW未満で事業を実施しています。市内では約90箇所の太陽光発電所が認可を受けていますが、1,000kW以上のメガソーラーと呼ばれる発電所は3箇所で、残りは全て50kW以下の発電所となっています。屋根の上に載せる物は対象外としていますが、屋根置きであればほぼ10kW未満となります。</p> <p>風力発電に関しては、他の自治体では高さで規制しているところが多いですが、当</p>

	市内においてはどこの場所であっても景観への配慮は必要であると考えことから、高さによる区分けではなく、一律対象とすることで検討しています。
事務局	面積で説明すると分かりやすいかと思いますが、50kWだと150坪ぐらいの面積となります。
委員	風力発電だとどれぐらいの規模になるか。
事務局	風力発電は発電機の大きさによってまちまちになりますが、1基でも1,000kWを超える発電能力のものが多くなっています。
会長	風力はあまり想定していないということでもよろしいでしょうか。基本的には太陽光パネルでしょうか。
事務局	風力発電の大規模なものに関しては実施可能なエリアが限られること、環境アセスメントの対象となるので、自治体の条例での制限というよりは環境アセスメントによって検討いただくということを想定しており、1基、2基だけ設置するような小さな規模のものを想定しています。
会長	手続き区分が許可ということですので、説明会をし、許可申請があつて、それ判断をするわけですね。許可の基準等ということが定められていますが、これは手続き的なものに過ぎないので、実際に守られているかどうかということが重要ですよ。条例ができたとしても開発が行われる可能性はあるし、もし問題が起きた場合には止めることができるということになるんですね。例えば遠野市が先駆けということだったんですが、遠野市の条例も同じような内容でしょうか。
事務局	遠野市の条例は平成26年に制定され、令和2年に改正されていますが、それまで届出制だった3,000㎡を超えるものを許可制に変更し、10,000㎡を超えるものは許可しないという内容になっており、発電規模ではなく面積で制限するものとなっています。また、エリアに関しては遠野市全域という設定になっています。
会長	遠野市は全域で面積での制限ということでしたが、八幡平市は区域に分けていますが、それはどうしてですか。
事務局	八幡平市は2050年ゼロカーボンシティを表明しており、再生可能エネルギーは普及していかなければならないというところもありますので、太陽光発電に関しては全域の規制ではなく支障のない区域を残しつつ、地熱発電や水力発電については促進していくということで、このような区域設定にしたものです。
会長	将来的には市内全域ということもあり得るのでしょうか。やはり地熱の町ということで、その辺の兼ね合いもあるのでしょうか。
市長	改めて整理して申し上げますと、50kW以上については手続き的なものが経済産業省の指針等でも色々示されており、その辺を踏まえて整備していくこととなります。事務局からの説明でもありましたとおり、10kW以上50kW未満については何の制限もなく、これまでは作られても把握するまでに半年以上もかかるという状況等も踏まえて、禁止区域と抑制区域以外においても届出制とするものです。50kW以上については、禁止区域はそのとおり禁止とし、抑制区域あるいはそれ以外の市内全域でも許可制とするものです。これまで再生可能エネルギー発電設備が色々整備されてきた中で、景観も含めて環境問題が一番懸念されており、太陽光パネルが設置されてから

	<p>20年の経過が近づいてきており、今後適切に処理されていくのかという不安があるわけですね。そこを考慮し、基本的には太陽光になりますが、ある程度制限を設けながら、市民の生活環境や景観に配慮したいというのが第一の目的であります。</p> <p>風力につきましては、街中に立てるといような話は当然ないわけですが、稲庭岳一帯において、県の企業局が整備していますが、他にも大規模な発電設備の計画が進められています。法律に基づく環境に関する調査等の色々な手順を踏み、数年をかけて整備が進められることから、問題がないわけですが、事務局から説明があったように小さなものを1基だけ立てられるとなると、市としてはいつ建てられたかも把握できないといった状況にあります。特に安比地域にあっては、有望なエリアとして事業者から時々打診がある中で、現状では事前相談の段階で、人目に付く場所への設置は避けて欲しいというお願いによる対応しているところです。そういったこれまでの経緯を踏まえ、今回のこのような内容での提案であります。</p>
会長	<p>風力に関しては計画図を見ると重複したりしていますが、環境アセスが行われるので対応できるということですが、太陽光に関しては制限がないということですね。遠野市では土砂災害が起こったということですが、解決にいたってはいないでしょうか。条例ができて事業が進んでいるものについては、取り壊しはできないということですね。ですから早めに条例を作るということですね。</p>
市長	<p>遠野市の場合は、土砂流出という公害の問題があって条例の制定に動いたと聞いております。条例制定の前に整備されたものでありますから、恐らく市と事業者の間で公害防止協定なりを結びながら、現在は行政指導の形で対応されているものと思います。当市においても、大きな問題になるところまでは至っていないものの、土砂が流出して下の側溝が詰まったりということは起きていますので、そういうことを防ぐという意味でも条例の整備が必要だと判断したところであります。</p>
会長	<p>県とか国はこういった条例の制定の動きはないですか。</p>
事務局	<p>国はガイドラインを作成しており、事業者への案内として、各自治体の条例等を確認した上で事業を進めてくださいといった内容になっていることから、国が法律で一律に規制するような動きはないものと認識しています。</p> <p>県においても、県北では積極的にメガソーラーの誘致を進めており、一律の内容での条例制定は難しいものと捉えております。なお、県においては、太陽光発電を環境アセスの対象とするように改正を行って対応したものと認識しています。</p> <p>県内の市町村にあっては、遠野市は先ほど説明したとおりであり、雫石町は促進する内容だったものを規制する内容への改正を検討していると伺っております。全国的にもここ1、2年で条例制定の動きが加速していることから、それ以外の市町村においても検討しているものと推測されますが、具体までは把握していない状況です。</p>
委員	<p>遠野市の事例は、建設途中だったと思うのですが、建設途中で何か起きることを防ぐような仕組みは盛り込まれているのでしょうか。</p>
事務局	<p>手続きとしては、図面等を確認し許可を出しますが、工事が完了した後に届出をしてもらおうものとなっていますので、建設途中においては発生してしまわないと把握できないというのが手続き上の限界であります。そのため、計画段階で災害が発生し</p>

	<p>ないように対応をしていただくための許可基準を設けるというように考えているところです。</p> <p>特にも、災害が発生しそうな箇所については、禁止区域もしくは抑制区域に設定し、あらかじめ万が一の発生を食い止めたいと考えているところです。</p>
委員	<p>条例第 13 条の軽微な変更については規則で定められていますが、第 19 条の軽微な変更と第 20 条の軽微な異常についてはどこかに定められていますでしょうか。運用されてからになるでしょうか。</p>
事務局	<p>軽微な異常の具体的な例としては、カラスが上から石を落としてパネルが破損したために一部が発電しないであるとか、パネル裏の配線が断線して一部が発電しないといった、事業全体には影響を及ぼさない程度のもの、日常の点検の中で確認ができる程度のものを想定していますが、明確な線引きについては条例や規則の中には記載されておりません。</p>
委員	<p>そうすると、手続きが必要かどうかはその時に確認したり相談するということになるでしょうか。</p>
市長	<p>こういったものが軽微なものになるという一覧のようなものを事業者に対して示す必要があるのではないかと思いますので、細部は今後詰めていくこととなります。</p>
事務局	<p>条例、条例施行規則の他に、具体的な手続きの線引きなども示した手引きを作成し、ホームページ等で公開して案内していくことを考えております。</p>
委員	<p>第 12 条には許可をしない基準がしめされていますが、例えば他の自治体で問題を起こした事業者が八幡平市での事業許可申請をしてきた場合は、許可を出さないということはできるでしょうか。</p>
事務局	<p>アの信用がおけないに該当するかどうかということで判断して対応していきたいと考えております。</p>
会長	<p>細かい点までは条例には盛り込めないもので、運用の段階でガイドラインなり手引きを作りながら進めていくということですよ。</p> <p>禁止区域等は条例に基づいた図面は一枚の図面になりますか。</p>
事務局	<p>一枚への集約は検討していますが、縮尺の関係で見えない部分が出てくると思いますので、細かい箇所については別の図面で確認しながらの運用になると考えています。</p>
会長	<p>景観に関しては八幡平市独自の計画や条例がなく、県の計画や条例に従っている点が少し弱いところと考えていますので、今後考えていかなければならないのかなと思いますがいかがでしょうか。</p>
市長	<p>松尾村ふるさと景観条例がまだ暫定条例として存続しており、事業者に対しては県の条例の手続きと二重の手続きの手間をかけていますので、今後市の条例を作ることが必要であると考えています。県の計画以上の市の独自性を持った計画をつくるという点で苦慮しており、もう少し時間が必要かなと思っておりますが、いずれは作成したいと考えております。</p>

会長	この条例を制定するという事について反対ということはないかと思いますが、懸念とかはありませんか。 なければこれで審議会としての意見としてまとめさせていただきます。
事務局	いただきました意見も参考にしながら、細部については今後も庁内で検討していきたいと思います。
5 その他	
事務局	今年度の開催は以上となります。委員の皆様ありがとうございました。
6 閉会	